

ASEAN共同体2025の土台作りと南シナ海問題における亀裂：2016年のASEAN

著者	湯川 拓
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジア動向年報
雑誌名	アジア動向年報 2017年版
ページ	[203]-216
発行年	2017
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00049006

ASEAN

東南アジア諸国連合	
加盟国	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
事務局	ジャカルタ
事務総長	レ・ルオン・ミン(2013~2017年)
議長国	ラオス(2016年)
公式言語	英語
会計年度	1月~12月



ASEAN 共同体2025の土台作りと 南シナ海問題における亀裂

ゆ かわ たく
湯 川 拓

概 況

2016年のASEAN議長国であるラオスは、この年のテーマとして「ダイナミックなASEAN共同体のため、ビジョンを現実へと転換させる」ことを掲げた。ASEANは2015年11月にASEAN共同体の構築を宣言したものの、それはあくまで通過点にすぎず、すでに同年末の首脳会議で発表した「ASEAN共同体ビジョン2025」および3分野(政治安全保障・社会文化・経済)の「共同体の青写真2025」の実現に向けて動き出している。その際、2016年は抽象的なビジョンを具体的な行動目標へと落とし込むという意味で、ASEAN共同体2025への行程の土台を固める1年であった。とくに、共同体構想のなかでも主軸となっているASEAN経済共同体(AEC)において、行動計画の策定が進められた。

他方、政治安全保障分野においては、南シナ海問題において加盟国間の亀裂が目立った。領有権問題において中国と対立する国々とカンボジアをはじめとする親中派の間で繰り返し衝突が見られ、時には決裂寸前に至ることもあった。ASEANへはアメリカ、中国のほか、日本やロシアも関与を深めており、域外大国の競合のなかでASEAN諸国が一体性を維持できるのかが課題となっている。

政 治 安 全 保 障 協 力

南シナ海問題

豊富な天然資源に恵まれた南シナ海においては、その領有権をめぐり、中国、台湾、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイの6つの国・地域が対立している。上記のうち、後者4カ国がASEAN加盟国であるが、近年は人工島作りを加速させる中国と、フィリピン・ベトナムが対立を激化させている。

アメリカや日本も、フィリピンとベトナムを支援する立場で関与を試みているが、中国はあくまで南シナ海問題は国際問題化させるべきではなく二国間で処理すべきであると反発しており、日米のみならず地域機構としてのASEANの関与にも否定的な立場をとっている。また、ASEAN側は2002年に中国との間で合意に至った法的拘束力を伴わない「南シナ海における関係諸国行動宣言」(DOC)を格上げして、紛争処理のメカニズムを規定する法的拘束力のある「行動規範」(COC)を策定することを目指しており、これに消極的な中国との交渉が南シナ海問題の焦点となっている。2013年に中国との間でCOC策定作業に入ることに合意したものの、その後目立った進展はない。

しかし、2016年は南シナ海をめぐるASEAN加盟国内での亀裂が目立つ年となった。とくに中国から巨額の援助を受けているカンボジアとラオスが一貫して中国を擁護する姿勢を見せたことが足並みの乱れをもたらした。

2月27日にはASEAN非公式外相会議が開かれた。採択された議長声明では南シナ海について「一部の国が埋め立てや行き過ぎた行動など緊張を高める行動に懸念を表明した」として、中国を牽制した。ただ、カンボジアとラオスの主張により「中国」という名指しは避けるという形でバランスがとられた。

4月23日には中国がブルネイ、カンボジア、ラオスとの間で南シナ海についての4カ国コンセンサスに合意したことを表明した。内容は、領土および海洋問題は直接的な関係国の交渉と協議によって解決されるべきというもので、中国の意向に沿うものであると言える。また、5月25日に開催されたASEAN国防大臣会議(ADMM)においては、共同宣言の文言をめぐる対立が見られ、結果的に「南シナ海での航行・飛行の自由」を明記するにとどまった。さらに、6月14日の中国・ASEAN特別外相会議では、ASEAN側は当初、中国を強く牽制する声明を独自に発表する予定であり、当事国であるフィリピンやベトナムに加え、インドネシアやシンガポールも積極的であった。しかし中国からの要請を受けたカンボジアとラオスの強い反対により、発表直前になって声明自体が撤回されることとなった。

7月には事態が重要な進展を見せる。すなわち、フィリピンが2013年に仲裁裁判所(オランダ・ハーグ)に提訴していたのに対し、「中国の主張には法的根拠がない」とする判決が下されたのである。これを受けてフィリピン、シンガポール、インドネシアなどはASEANとして共同声明を出そうとしたが、やはりカンボジアらの反対から足並みがそろわず見送られた。そのようななか、7月24日にASEAN外相会議が開かれた。事前の事務レベル協議の段階で、共同声明におい

て上記判決に言及するかという点などで加盟国間に重大な対立が存在することが明らかになっていたため、前日の23日から特別外相会議という形で会合を開始した。しかし話し合いは24日の本会議をまたいで25日まで長引き、最終的には判決には言及しないことになった。ASEAN の意思決定はコンセンサス方式に依るため、基本的にはもっとも消極的な加盟国の意向が通ることになる。

例年、ASEAN 外相会議に合わせて域外国との種々の会合も開催される。中国は、仲裁判決自体は「無効かつ違法」として取り合わない姿勢を明言しつつも、東アジアサミット(EAS)外相会議や ASEAN 地域フォーラム(ARF)などで日米からの批判を受けたこともあり、中国・ASEAN 外相会議では COC について「2017 年半ばまでに枠組み合意を目指す」として期限が明示されることとなった。その後、8 年半ばには COC 策定に向けた中国・ASEAN の高官協議が開かれ、上記の期限についても確認された。

9 月 6～7 日には ASEAN 首脳会議が開かれたが、ここではフィリピンが大統領の交代を反映して、中国との二国間協議を重視する姿勢に転じた。上記の中国からの COC 策定への歩み寄りという融和的な姿勢と相まって、この首脳会議では ASEAN 諸国の中国批判は抑制的なものとなり、共同声明でも仲裁判決への言及はなかった。また、同時期に開かれた EAS でも ASEAN 側から中国への名指しの批判はなかった。中国・ASEAN 首脳会議の共同声明では COC 策定への意思が示されたほか、緊急事態時のための外務省高官のホットライン開設や海軍艦船の不測の衝突を防ぐ「海上衝突回避規範」(CUES)の南シナ海への適用に合意した。

域外国との政治安全保障関係

近年、安全保障分野における域外協力では ASEAN 諸国に日中韓、オーストラリア、ニュージーランド、インド、アメリカ、ロシアの 8 カ国を加えた ASEAN 拡大国防大臣会議(ADMM プラス)において協力が進められている。2016年の主たる活動としては、4 月末に ADMM プラスの海洋安全保障とテロ対策のワーキング・グループの合同で海上共同訓練が実施された。

その他、2016年には域外国から ASEAN への働き掛けが盛んであった。まず、アメリカは、ケリー国務長官が 1 月下旬、親中派であるラオスとカンボジアを相次いで訪問した。その後、2 月 15～16 日に、初めてアメリカが ASEAN 諸国を自国に招くという形でのアメリカ・ASEAN 首脳会議が開かれた。2015年11月に首脳会議を行ったばかりであることを考えると、異例である。会合の結果、テロ対

策や海洋安全保障についての内容を盛り込んだサニーランズ宣言が採択されたが、内容としてはとくに新機軸が打ち出されたわけではなく、シンボリックな意味合いが強い。海洋問題についてはASEAN内の温度差もあり、「航行および飛行の自由」「活動の非軍事化」を明記するにとどまり、「南シナ海」「中国」といった言葉は落とされることとなった。その他、経済分野では、民間レベルでの技術協力や人材開発を支援する経済連携の枠組みについて合意をみた。また、ASEAN事務局に対する支援や金融分野での協力についても合意されたほか、オバマ米大統領からは環太平洋パートナーシップ(TPP)協定への参加も呼び掛けられた。オバマ大統領は会合において、外交の軸足をアジアに移す「リバランス戦略」を強調し、自国でのアメリカ・ASEAN首脳会議を今後も制度化していきたいという旨も述べた。その後、9月30日から10月1日にかけてアメリカ・ASEAN国防大臣会議が開かれ、南シナ海問題、テロ対策、災害対策などが話し合われた。

中国のASEAN地域への関与としては、3月23日に、中国とメコン川流域5カ国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム)でつくる「メコン—ランツァン協力」の第1回首脳会議が開催された。同協力は2014年11月の中国・ASEAN首脳会議の際に中国が提案したことを受けて2015年12月に発足した地域枠組みである。この首脳会議ではテロや越境犯罪という政治安全保障問題から連結性の強化という経済問題まで幅広い分野での合意がみられ、カンボジア、ラオス、ミャンマーに対しては中国からインフラ整備のための融資の申し出があった。5月25日には中国・ASEAN国防大臣会議が開催されてテロ対策などが話し合われた。目を引くのは、10月11日に中国の国防大臣が中国・ASEAN軍事演習が来年に行われると発表したのに対し、ASEAN側は11月17日の非公式ADMMでの話し合いの結果、「実施するかどうかの決定は持ち越し」という決定に至ったことである。事前協議が詰められていなかったことがうかがえる。

日本は、2015年版「開発協力白書」において、ASEANを「日本のシーレーン(海上交通路)上にあり、政治・経済両面できわめて重要な地域」と位置づけ、支援を強化する方針を明記した。5月初めには岸田文雄外相がタイ、ミャンマー、ラオス、ベトナムを歴訪し、南シナ海問題について話し合うとともにインフラ支援などを打ち出すことで、中国を牽制する姿勢を見せた。また、9月7日の日本・ASEAN首脳会議ではASEAN各国のテロ対処能力向上のため、今後3年間で450億円規模の支援を実施すると表明した。さらに、11月半ばには日本・ASEAN国防大臣会議が開催された。

最後に、2016年はロシアも ASEAN への関与が目立った。5月19～20日にソチでロシア・ASEAN 首脳会議が開かれた。ロシアのプーチン大統領からは、自国を中心とした旧ソ連5カ国からなるユーラシア経済連合(EEU)と ASEAN との自由貿易協定(FTA)の提案や、ASEAN・EEU・上海協力機構による経済協力の提案がなされ、ASEAN は検討することに合意した。会議後は協力方針を盛り込んだ共同宣言(ソチ宣言)と包括的行動計画(2016～2020)が発表された。またこの首脳会議に合わせて、初のロシア・ASEAN 国防大臣会議が開催され、対テロ情報の交換などに合意した。

総合安全保障への取り組みと煙害対策

近年の ASEAN ではさまざまな分野を含む総合安全保障あるいは非伝統的安全保障分野での協力が進められているが、その軸となっているのが ADMM である。5月25日に開催された ADMM ではまずテロ対策が議題となり、域内における IS (「イスラム国」)の脅威、すなわちネットワークの構築や訓練キャンプの形成を懸念する声が聞かれた。具体的合意としては、防衛情報とインテリジェンスの共有のためのプラットフォームの構築、合同訓練などを通じた能力構築および信頼構築が挙げられる。他方、サイバーセキュリティの分野においては、ADMM プラスの枠組みでワーキング・グループを設立する趣旨のプロポーザルが採択された。加えて、2013年に提案がなされていた ASEAN の国防大臣のホットラインが2016年に運用開始になることや、2015年の ADMM で合意された災害対策のための ASEAN 防衛医学センターが始動することも発表された。

なお、9月の ASEAN 首脳会議においてもこれら種々の非伝統的安全保障の問題が取り上げられた。とくに災害対策についてはその迅速化を目的に「一つの ASEAN、一つの災害対応宣言」が採択され、災害の情報共有と伝達の機能を持つ ASEAN 人道支援センターの強化などが盛り込まれた。

また、煙害対策においても一定の進展が見られた。煙害とはインドネシアにおける違法な野焼き(パーム油や製紙パルプ企業など)によって、主にシンガポールとマレーシアが健康・経済被害を受けるという越境的な環境問題である。1990年代半ば以降問題となり続けているにもかかわらず、ASEAN は有効な策を打てないまま現状に至っている。解決のための枠組みとしては、2002年に協力と情報共有を定めた「越境煙害についての ASEAN 協定」に署名したものの、当のインドネシアが批准したのがようやく2014年であった。2016年には具体的な履行の段階

へと移行すべく、原則を具体的プロジェクトへと転換させる作業が行われた。

8月11日の第12回越境煙害に関するASEAN協定締約国会議において、「越境的煙害汚染管理に向けてのASEAN協力についてのロードマップ」が採択された。内容としては、モニタリングやそれに基づく評価の実施、緊急時共同対応の標準作業手続きの履行、情報共有の推進、「越境的煙害汚染管理のためのASEAN調整センター」(ACC)の創設、基金の拡充、などである。特徴として、これらの履行には具体的な期限が明記されている。目標としても大気汚染指数やホットスポットの数の減少という数値化できるものが掲げられており、これまでの煙害対策と比べると実効性は高い。とはいえ、今後の履行はひとえにインドネシアの動向次第であり、域内の市民社会組織などからは懐疑的な声も上がっている。

ロヒンギャへの人権侵害とASEANの内政不干涉原則

ミャンマーでは、西部ヤカイン(ラカイン)州におけるイスラーム教徒少数民族ロヒンギャに対する郊外の難民キャンプへの隔離や、人身売買の横行などの人権侵害が国際的な非難を浴びてきた。2016年10月には同州において宗教対立が再燃し、過激派掃討のための国軍の攻撃によって大量のロヒンギャが難民となり、国外へと流出した。同時に、虐殺や性的暴行などの人権侵害も多数報告され、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)の現地担当者が「民族浄化」と非難した。

ASEANのなかではイスラーム教国であるマレーシアとインドネシア国内でミャンマー政府を批判する声上がり、とくにマレーシアは強硬な姿勢を見せた。12月4日にはクアラルンプールで開かれた大規模抗議集会にナジブ首相も参加し、ミャンマー政府を強く非難した。さらに、マレーシアはミャンマー大使を召還し、予定されていたサッカーの試合を中止した。また、与党UMNOの一部からはASEANなどの関与を求める声や、ミャンマーのASEANにおけるメンバーシップを見直すべきという声も上がった。

他国における人権侵害を公然と批判するというのは、内政不干涉を基本原則として掲げるASEANとしては異例のことである。しかし、ナジブ首相は抗議集会におけるスピーチで、ロヒンギャ抑圧とそれによる難民の発生のような地域的かつ普遍的価値に反する問題に関しては、ASEANの内政不干涉原則は脇に置かれるべきだと述べ、ASEAN憲章には人権も記載されていることを強調した。他方、ミャンマー政府からは抗議集会を組織することはASEANの内政不干涉原則に違反しているという批判がなされた。

このようななか、ミャンマーのアウンサンスーチー国家顧問兼外相からの呼び掛けにより、12月19日にロヒンギャの問題について協議するためのASEAN 非公式外相会議が開催された。スーチー氏は事態を説明したうえで、問題は複雑であり解決には時間を要することを強調した。協議の結果としては、ミャンマーは今後もASEAN 各国に事態についての情報を提供し続けること、ミャンマーはASEAN 諸国からの人道支援を受け入れること、という2つの合意がなされたものの、状況を大きく変えるような決定ではなく、様子見の範囲内である。マレーシアはASEAN による調査団の派遣などを主張したが、容れられなかった。

経 済 協 力

域内経済統合：ASEAN 共同体2025に向けて

2016年8月のASEAN 経済大臣会議での発表によると、2015年のASEAN のGDP の合計は2兆4300億ドルであった。貿易総額は2兆2800億ドル、うち24.0%がASEAN 域内の貿易となっており、地域生産ネットワークの構築が進んでいる。域外国との貿易では、中国(15.2%)、日本(10.2%)、EU28(10.0%)、アメリカ(9.3%)と続く。他方、2015年のASEAN への海外直接投資(FDI)は1200億ドルであった。うちASEAN 域内のFDIは18.5%と増加傾向にあり(前年は17.9%)、経済統合の成果であると解釈できる(AEC の青写真が最初に採択された2007年は11.3%)。域外からの投資は、EU がもっとも多く16.4%であり、以下、日本(14.5%)、アメリカ(10.2%)、中国(6.8%)と続く。以上の経済動向については、ASEAN 経済大臣会議や首脳会議では基本的に堅調あるいは順調という評価がなされている。

2016年は2015年末の首脳会議で採択されたAEC の青写真2025に従い、具体的なプロジェクトの策定が進められた。AEC2025とは2015年に創設されたAEC を引き継ぐ形でさらなる単一市場・生産基地を構築する構想であり、その主目的は直接投資の呼び込みにある。AEC の青写真2025の段階では達成の期限などは記載されていなかったのに対し、2016年には実質的に行程表の役割を果たす「行動計画」を各分野において策定していくこととなった。

4月4日にはASEAN 財務大臣会議並びにASEAN 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、金融統合や金融サービスへのアクセス、金融の安定性などについて協議が行われた。重要な成果としては「ASEAN 財政金融統合についての戦略行動計画」が採択された。これはASEAN の金融通貨統合を推進するさまざまな

ワーキング・グループの活動を規定したもので、いくつかの項目については達成期限も明記された。具体的な内容としては、域内の銀行で一定の基準を満たしたものに域内で自由に業務を行えるようにする「適格ASEAN銀行」を2019年までに2行認定することや、2025年までに域内8カ国で債券の情報開示システムを共通化することが盛り込まれた。ただ、項目によっては今後の行程も控えめなものにとどまっており、たとえばシンガポール、マレーシア、タイの間で2012年に稼働した各国取引所を相互接続する「ASEAN取引リンク」は2025年までに最低1カ国の取引所を追加するという内容にとどまっている。背景としては各国の金融市場の格差が挙げられる。

8月3日にはASEAN経済大臣会議が開かれた。ここでは、まず「物品貿易のためのAEC2015戦略行動計画」「サービスのための戦略行動計画2016～2025」など、9つの分野においてそれぞれ行動計画が採択された。また、陸上輸送の際の税関手続きを簡素化するコンピュータシステムである「ASEAN税関貨物通貨制度」(ACTS)はすでにマレーシア、シンガポール、タイでパイロット・プロジェクトが実施されているが、その運用は順調であると評価され、今後は他国への拡張へつながりうると称賛された。また、「AEC2025モニタリングおよび評価のためのフレームワーク」も導入が決定された。これは遵守のモニタリング、結果のモニタリング、インパクト評価からなり、基本的には事務局が行うものの、地域規模での統計協力である「ASEAN共同体統計システム」(ACSS)も支援を行うことが合意された。ASEANがエビデンスに基づいた政策評価並びに意思決定を志向していることの表れであると言える。その他、「ASEANシングルウィンドウ」(ASW)導入に努力するようにとの呼び掛けもなされた。ASWは、通関手続きなどに関する窓口を一本化・電子化するためのものであるが、各国レベルでの法的枠組みなどの整備が遅れている。

9月6～7日のASEAN首脳会議では2つの重要文書が採択された。ひとつは「ASEAN統合イニシアチブ(IAI)ワークプランⅢ」である。これは2000年に採択された「IAIワークプラン」の延長にあたるものであり、域内格差縮小の試みである。具体的な内容としては、カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム(CLMV)諸国に技術支援を行うことで、地域的な取り組みの履行のための能力構築を促すことが目的であり、5つの分野(食料および農業、貿易円滑化、中小企業、教育、社会福祉)が設定されている。今回の「ワークプランⅢ」の特徴としては、CLMV諸国が計画の立案・実施・モニタリング・評価に関わる度合いが

高いことが挙げられる。

もうひとつの文書が「連結性マスタープラン2025」である。これは「連結性マスタープラン2010」の後継であり、地域の連結性を増して投資家にアピールするためのものである。5つの戦略領域(持続可能なインフラ、デジタル・イノベーション、継ぎ目のないロジスティクス、質の高い規制、人の移動)が設定され、効果的なモニタリングの必要性も強調された。

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)と TPP

東アジアという広域的な枠組みの FTA として、RCEP が現在交渉中である。これは ASEAN に加え日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの計16カ国で域内の貿易・投資の自由化を進めるものである。

RCEP は、当初の予定では2015年までに交渉を終了しているはずであったが、延期となった。背景としては、自由度の高い貿易・投資ルールを求めるグループと自由化に慎重なグループの間での対立がある。前者のグループは日本やオーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ベトナムなどの TPP 参加国であり自国企業の進出がねらいである。後者ではとくにインドと中国が消極的である。ASEAN 加盟国のなかではカンボジアやラオスがやや消極的であるが、基本的には ASEAN として足並みをそろえている。

2016年も交渉は停滞した。8月3日には16カ国の関係閣僚が協議を行ったが、参加国の間で関税率に差をつけない共通関税率表を採用するかどうかという点で対立が見られ、議論がまとまらないまま共同声明も出さずに終わった。

その後、9月8日の RCEP 首脳会議で年内の大筋合意を断念することが発表された。すなわち、2015年に続いてまたも見送りという結果になったのである。ただ、この背景には従来の構図での対立に加え、アメリカ大統領選挙が近く、TPP の先行きが不透明であったために様子を見たという事情もあったと思われる。自由化に積極的な国はより質の高い TPP をてこにして RCEP の質を上げようとしており、その意味で両者には関連性がある。

そしてその TPP は11月8日のアメリカ大統領選の結果により、アメリカを含んだ早期発効はきわめて難しくなった。これを受けて存在感が増したのが RCEP である。たとえば、11月20日のアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議で採択された首脳宣言の付属書では、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の基礎となる地域的取り組みとして、前年までは TPP だけが挙げられていたのに対し、2016年

には RCEP も新たに併記された。その後、12月6～10日にはトランプ氏勝利後初の RCEP 交渉会合が開催され、交渉が加速するのかが注目された。同会合ではトランプ米次期大統領が TPP からの離脱を表明したことを受け、自由貿易推進ならびに交渉の早期妥結の必要性を参加国が確認した。また、ASEAN 諸国は ASEAN 設立50周年の2017年中には大枠合意にこぎつけたいという姿勢を見せた。そうしたなか、具体的成果としては中小企業の活用の分野で実質合意に達した。これで15の分野のうち「経済技術協力」に続く2分野が合意されたことになる。しかし、依然として関税自由化の対象とする品目の割合をめぐる溝は存在し、参加国間で80%から92%までの幅がある。また、投資やサービスの自由化、国有企業への優遇政策の制限などにおいても対立は見られる。さらに、TPP の蹉跌を受けて中国が RCEP に積極的になり、交渉を加速化させるのではないかという予測もあったが、この会合ではとくに中国の姿勢に変化は見られなかった。

2017年の課題

近年、ASEAN の政治安全保障協力で最大の焦点になっているのは南シナ海問題である。その意味で、中国が本当に2017年半ばまでに COC の枠組み合意策定に協力するのかが注目される。また、トランプ新大統領を迎えるアメリカがどのようなアジア戦略をとるのかという点も同問題に重要な影響を与えらると思われる。いずれにせよ、加盟国が対外的にどこまで足並みをそろえられるかという点は、ASEAN という地域枠組み自体の意義や有用性にも関わる重要な課題である。

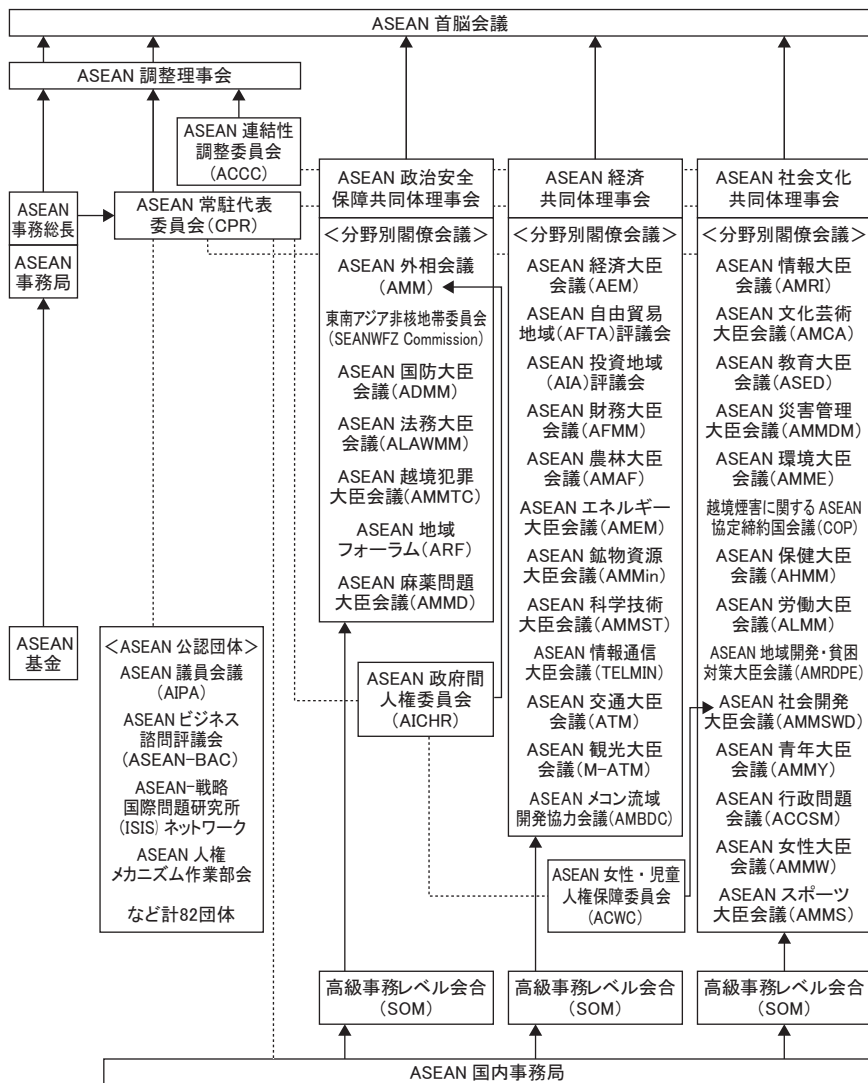
他方、経済面でもトランプ新大統領の影響は非常に大きい。すなわち、アメリカの TPP 離脱である。直接的には、これにより RCEP が水準の低い FTA になる可能性や、RCEP 交渉自体が停滞する可能性もある。東アジア協力において中心性を保持しつづけることを重視する ASEAN にとって、自らが軸となる RCEP の停滞や質の低下は避けるべき事態であり、通商面での重要な課題となる。

最後に、2016年は加盟国から ASEAN の基本理念見直しの声が上がった。すなわち、南シナ海における親中派の強硬姿勢に対する不満からコンセンサス方式の見直しが主張され、ロヒンギャへの人権侵害に際しては内政不干渉原則を適用しないことが主張された。とくにコンセンサス制を見直して多数決制を導入することについては、50周年を迎える2017年には議題に上げるという声もある。急激な変化が見込まれるわけではないものの、ASEAN という地域機構のあり方は、その原則レベルで問われつつある。

(大阪大学)

参考資料 ASEAN 2016年

① ASEAN の組織図(2016年12月末現在)



→ 報告 調整

(出所) ASEAN 事務局ウェブサイト, *Annual Report 2015-2016* に基づき筆者作成。

② ASEAN 主要会議・関連会議の開催日程(2016年)

1月21日	第19回観光大臣会議(マニラ) ¹⁾
2月4日	第20回 ASEAN 政府間人権委員会(ヴィエンチャン、～5日)
15日	特別アメリカ・ASEAN 首脳会議(カリフォルニア [アメリカ]、～16日)
16日	第11回東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉会合(バンドルスリプガワン、～19日)
27日	第12回女性・児童人権保障委員会(ジャカルタ、～19日)
	非公式 ASEAN 外相会議(ヴィエンチャン)
3月2日	第22回非公式 ASEAN 経済大臣会議(チェンマイ [タイ]、～3日)
7日	ASEAN 連結性調整委員会(ジャカルタ、～8日)
17日	第13回情報大臣会議(セブ [フィリピン])
4月4日	第20回財務大臣会議(ヴィエンチャン)
	第2回財務大臣・中央銀行総裁会議(ヴィエンチャン)
5日	第21回 ASEAN 政府間人権委員会(ジャカルタ、～9日)
24日	第12回 RCEP 交渉会合(パース [オーストラリア]、～29日)
5月3日	第19回 ASEAN + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議(フランクフルト [ドイツ])
15日	第24回労働大臣会議(ヴィエンチャン、～16日) ¹⁾
19日	ロシア・ASEAN 首脳会議(ソチ [ロシア]、～20日)
22日	非公式災害管理大臣会議(イスタンブール [トルコ])
25日	第10回国防大臣会議(ヴィエンチャン) ¹⁾
	第9回教育大臣会議(ヴィエンチャン) ¹⁾
6月6日	第15回社会文化共同体理事会(ルアンパバーン [ラオス])
12日	第13回 RCEP 交渉会合(オークランド [ニュージーランド]、～18日)
14日	中国・ASEAN 特別外相会議(昆明 [中国])
7月24日	第49回 ASEAN 外相会議 ¹⁾
	東南アジア非核地帯委員会
	第23回 ASEAN 地域フォーラム(ARF) (ヴィエンチャン、～26日)
8月3日	第48回経済大臣会議 ¹⁾
	第4回 RCEP 関係会合
	第8回日メコン経済大臣会議
	第8回 CLMV 経済大臣会議(ヴィエンチャン、～6日)
11日	第12回越境煙害に関する ASEAN 協定締約国会議(クアラルンプール)
15日	第14回 RCEP 交渉会合(ホーチミン [ベトナム]、～19日)
24日	第7回文化芸術大臣会議(バンドルスリプガワン、～25日) ¹⁾
31日	第16回社会文化共同体理事会(ヴィエンチャン)
9月6日	第18回調整理事会
	第14回政治安全保障共同体理事会
	第15回経済共同体理事会
	第28-29回 ASEAN 首脳会議(ヴィエンチャン、～8日) ²⁾
8日	RCEP 首脳会議(ヴィエンチャン)
19日	第34回エネルギー大臣会議(ネービードーン、～23日) ¹⁾
23日	第13回中国・ASEAN 博覧会(南寧 [中国]、～26日)
29日	第9回社会開発大臣会議(ジャカルタ) ¹⁾
10月3日	第13回女性・児童人権保障委員会(シンガポール、～5日) ¹⁾
6日	第38回農林大臣会議(シンガポール、～7日) ¹⁾
17日	第15回 RCEP 交渉会合(天津 [中国]、～21日)
20日	第5回麻薬問題大臣会議(シンガポール)
29日	第9回非公式科学技術大臣会議(シェムリアップ [カンボジア])
11月3日	第2回 RCEP 関係中間会合(セブ [フィリピン]、～4日)
15日	非公式 ASEAN 国防大臣会議(ヴィエンチャン、～17日)
17日	アジア太平洋経済協力(APEC)関係・首脳会議(リマ、～20日)
	第22回交通大臣会議(マニラ、～18日) ¹⁾
22日	第22回 ASEAN 政府間人権委員会(ルアンパバーン [ラオス]、～25日)
25日	第16回情報通信大臣会議(バンドルスリプガワン、～26日) ¹⁾
12月6日	第16回 RCEP 交渉会合(タンゲラン [インドネシア]、～10日)
19日	非公式 ASEAN 外相会議(ヤンゴン [ミャンマー])

(注) 1) ASEAN+3(日本、中国、韓国)、東アジアサミット(EAS)、ASEAN 諸国と域外対話国(ASEAN+1)などとの関係会議を同時開催。

2) ASEAN+3首脳会議、EAS、ASEAN+1首脳会議を同時開催。

(出所) ① ASEAN 事務局ウェブサイトよりダウンロードした各関係会議・首脳会議の合意文書、② Annual Report 2015-2016、③新聞報道などに基づき筆者作成。①～③は、開催日時に違いがある場合に参照する優先順位。

③ ASEAN 常駐代表(2016年12月末現在)

ブルネイ	Pengiran Haja Faezah Pengiran Haji Abdul Rahman
カンボジア	Norng Sakal
インドネシア	Rahmat Pramono
ラオス	Latsamy Keomany
マレーシア	Shariffah Norhana Syed Mustaffa
ミャンマー	Min Lwin
フィリピン	Elizabeth P. Buensuceso
シンガポール	Tan Hung Seng
タイ	Busadee Santipitaks
ベトナム	Nguyen Hoanh Nam

④ 事務局名簿(2016年12月末現在)

事務総長	Le Luong Minh * ベトナム
事務次長	Hirubalan V P(政治安全保障共同体担当) * シンガポール Lim Hong Hin(経済共同体担当) * ブルネイ Vongthep Arthakaivalvatee(社会文化共同体担当) * タイ AKP Mochtan(総務担当) * インドネシア

(注) * は出身国。